

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被害者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

1 災害情報等収集及び連絡

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次に定める災害情報等の報告伝達系統図により、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

(2) 町長は、気象等特別警報、警報、注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によりオホーツク総合振興局を通じ道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要……………発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置……………災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し……………被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告……………被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努めるものとする。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づきオホーツク総合振興局長に報告するものとする。（資料編 2-3 災害情報等報告取扱要領）

ただし、町長は消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接速報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣宛及び消防長官宛の文書を消防庁へ提出するものとする。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外) ・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・機器管理センター内)
NTT回線	03-5353-7527 03-5353-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)

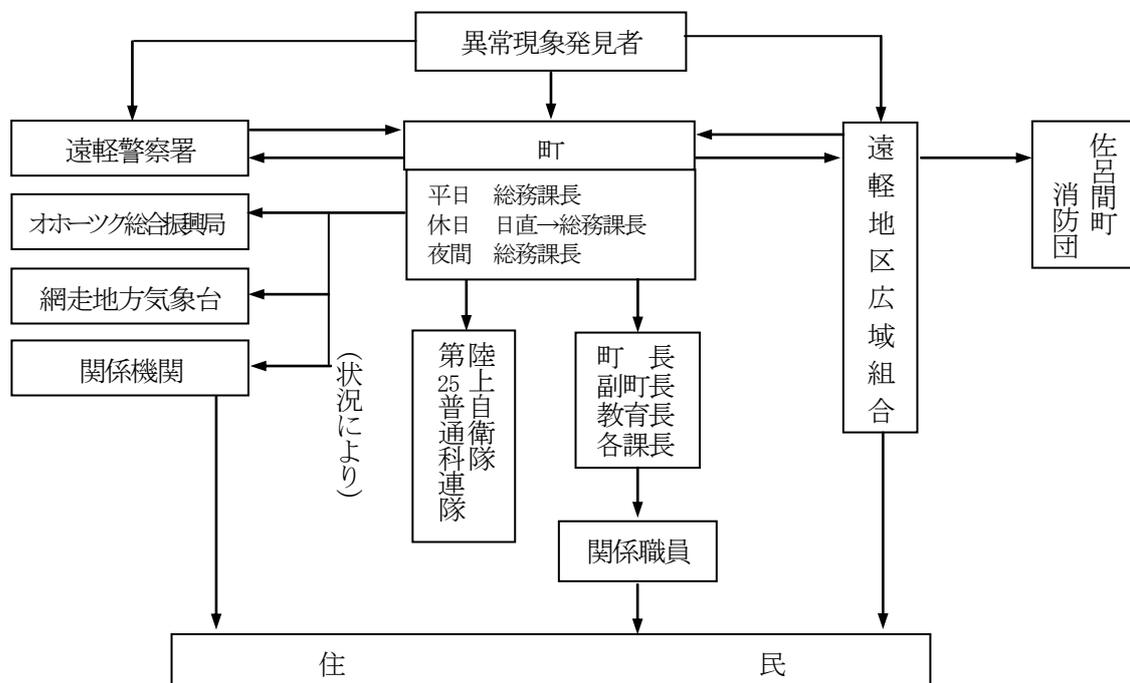
【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報収集班 (消防防災・機器管理センター内)
NTT回線	03-5253-7510 03-5253-7553

【北海道・オホーツク総合振興局報告先】

報告先	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道オホーツク総合振興局 地域振興部地域政策課
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0152-41-0625 0152-44-7261 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク	6-210-22-569.570.571.572	6-650-2191

災害情報等の報告伝達系統図



4 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害の発生及び発生するおそれがある異常な現象（地すべり・がけ崩れ・土石流・山地災害・雪崩（前ぶれ現象含む）・竜巻（前ぶれ現象含む）、火災、異常水位、堤防からの漏水、決壊等）を発見した者は、遅滞なくその状況を町、消防機関、警察官等に通報するものとする。

(2) 町長への通報

町以外の機関が(1)の通報を受けたときは速やかにこれを確認し、町長に通報しなければならない。

(3) 町長から関係機関への通報及び住民への周知

町長は、(1)又は(2)の通報を受けた場合、その旨を必要と認める関係機関及び団体と住民に周知するものとする。

(4) 連絡系統

連絡系統については、前項の災害情報等の報告伝達系統図によるものとする。

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備を使用して行うものとする

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 災害時優先電話の利用

災害時の救援、普及や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話を使用する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

① 115番(局番無し)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

② NTTコミュニケータがでたら、

ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

イ あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ウ 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関(海上保安機関を含む。以下同じ。)相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人名の安全にかかる自体が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社に機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記2の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間

※) 本条に規定する非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発信するときは、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出る。

別記1 新聞者等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュースは情報（広告を除く。）を供給することを主な目的とする通信社

別記2 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院

名 称	基 準	あ て 名
小樽掖済会病院	小樽市色内1の10の	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城県利府町森郷字新太子堂51	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中川区松年町4の66	ナゴヤエキサイ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	オオサカエキサイ

別記2 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院（つづき）

名称	基準	あて名
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学が丘1の21の1	コウベエキサイ
日本海員掖済会病院門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	モジエキサイ
日本海掖済会長崎病院	長崎市権島町5の16	ナガサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1	センポムセンインリョウセン
大阪掖済会病院	横浜船員保険病院内	ンター又はヨコハマセンインホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	オオサカセンインホケン

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
北海道開発局及び開発建設部を経て行う。
- (2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信
第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経て行う。
- (3) 陸上自衛隊の通信等による通信
北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。
- (4) 警察電話による通信
警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。
- (5) 警察無線電話装置による通信
北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。
- (6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
北海道の本庁、総合振興局及若しくは振興局、又は市町村等を経て行う。
- (7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
北海道電力株式会社本社・支店、営・電業所、電力所を経て行う。
- (8) 東日本電信電話株式会社の設備による通信
東日本電信電話株式会社が防災関係機関（市町村等）に設置している孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）を経て行う。
- (9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
上記1号から8号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

4 通信途絶時等における措置

上記1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、臨機の措置として次の対応を講ずるものとする。

- (1) 北海道総合通信局の対応
 - ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出
 - イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに適及処理する措置）
- (2) 町の対応
 - ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請書の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
 - イ 臨機の措置による手続を希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) (ア)に係る申請の内容
- (3) 連絡先
総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

次に掲げる広報媒体を活用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期し、要配慮者への伝達は十分に配慮する。

- ア 新聞、ラジオ、テレビ、ワンセグ放送、インターネット、道防災情報システムのメールサービスや公共情報コモンズの利用
- イ 広報紙、チラシ等の印刷物の利用
- ウ 広報車の使用
- エ 電話、文書等による自治会、自主防災組織等への連絡

2 報道機関に対する情報発表等の方法

(1) 収集した被害状況、災害情報等は、報道機関への情報提供により被災地域内外に対し、主に次の情報を適切に提供する。

- ア 災害の種類（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
 - ・交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
 - ・火災状況（発生場所、避難等）
 - ・電気、簡易水道・下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
 - ・道路、橋梁、漁港等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
 - ・その他判明したり災地の情報（二次災害の危険性等）

エ 救助法適用の有無

オ 被災者生活再建支援法適用の有無

カ 応急、恒久対策の状況

- ・避難について（避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等）
- ・医療救護所の開設状況
- ・給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ・衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

キ 災害対策本部の設置又は廃止

ク 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(2) 災害が発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

3 道及び関係機関等に対する情報の提供

道（オホーツク総合振興局）及び防災関係機関等に対して必要に応じ災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

4 り災者相談所の開設

町長は必要があると認めるときは、役場内及び他の公共施設内にり災者相談所を開設し、り災者の相談に応じるものとする。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 道又は町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。 _

第4節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、がけ崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告及び指示を行う。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

1 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 屋内での待避等の安全確保措置の指示

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

(4) 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（水防管理者水防管理団体である町長）は、洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(1) 知事（オホーツク総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高波のはん濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（オホーツク総合振興局長）は洪水、高波、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退き指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任される。

(2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

(3) オホーツク総合振興局長は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退き先指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、本章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請を行う。

4 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときは、その立退き先について支持することができる。その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は北海道北見方面公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町長、道（オホーツク総合振興局）、北海道警察本部（遠軽警察署）、第一管区海上保安本部（網走海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い避難を援助する。

第3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

町長は、避難準備情報の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両、登録制メールなどの複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難の勧告・指示屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由又は内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品

食料、水筒、タオル、懐中電灯、携帯電話、携帯用ラジオ、着替え、救急薬品、ティッシュ、現金、貴重品等必要最低限のもの

イ 火災、盗難の予防措置等

灯油、ガス、水道の元栓閉鎖、電気ブレーカーを落とす、戸締りの確認等

注) 津波など避難の経路、場所が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

第4 避難勧告等の基準

1 発令基準

種別	避難準備（要支援者避難）情報	避難勧告	避難指示
水 害	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所（中佐呂間〔富美橋地点〕）の水位が氾濫注意（34.56m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 洪水警報が発表され、浸水被害になると予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所（中佐呂間〔富美橋地点〕）の水位が避難判断水位（34.69m）に達した場合 河川管理施設の異常を確認した場合 大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合 安全のため早めの避難を促す場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所（中佐呂間〔富美橋地点〕）の水位が氾濫危険水位（35.39m）に到達した場合 河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合
土 砂 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）※が発表され、近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合 ※雨量基準ではなく、土壌雨量指数基準を超過して発表される大雨警報 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生した場合 近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見された場合 記録的短時間大雨情報が発表された場合
高 潮 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 5時間後に基準港朝位（浜佐呂間魚港）が危険朝位（1.1m）に到達すると予測される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 3時間後に基準港朝位（浜佐呂間魚港）が危険朝位（1.1m）に到達すると予測される場合（台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多いことから、避難準備基準を満たした時点で避難勧告を検討。） 	<ul style="list-style-type: none"> 基準港朝位（浜佐呂間魚港）が危険朝位（1.1m）に到達した場合 地区の高潮防災施設からの越波・越流が発生した場合 地区の高潮防災施設の損壊が発生した場合
津 波 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> オホーツク海沿岸に津波警報が発表された場合 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 津波情報及び海面監視等によって得られた情報並びに過去の災害事例等を勘案した分析の結果、住民の生命、身体に被害がおよぶおそれがあると判断される状況に至った場合 	<ul style="list-style-type: none"> オホーツク海沿岸に大津波警報（特別警報）が発表された場合

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令するものがあるが、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し発令の種別を検討する。

※ 土砂災害避難勧告等の対象地域は、北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域で、避難準備は赤及び橙、避難勧告は赤及びその周辺の橙、避難指示は赤。

2 避難勧告等の標準的な意味合い

種別	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要支援者避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる 立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保をする。

第5 避難方法

1 避難誘導

(1) 避難誘導は、町の職員（地域担当員を含む。）、消防機関及び警察官が相互連携のもとに人命の安全を第一に行う。

また、学校、医療機関、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事前に定められたそれぞれの避難計画に基づき、児童・生徒、患者及び施設利用者等を安全な場所まで誘導する。

避難誘導者は円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

(2) 津波が予測された場合の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達予想時刻、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、町は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(3) 町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導・支援に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

また、津波到達予想時刻などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導、支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

2 避難の順位

避難に際しては、高齢者・乳幼児・障がい者等の要配慮者を優先し、自治会、自主防災組織等の協力を得ることとする。

3 移送の方法

(1) 小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とする。但し、避難者が、自力による避難、立退きが不可能な場合は、町有車両等によって行うものとする。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町のみでは措置できないときは、町長は他の市町村やオホーツク総合振興局長に対し応援を求めて実施する。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

町の対策

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所の避難行動要支援者への対応は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(1) 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(2) 病院への移送

(3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員（地域担当員を含む。）、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 避難所の開設

- 1 町長は、緊急避難のための一時避難場所と収容避難のための避難所を公共施設等の中からあらかじめ指定するものとする。

各指定避難所は、次のとおりである。

（資料編 5-1 一時避難場所、5-2 避難所）

- 2 町長は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、地域防災計画等の定めるところにより、速やかに指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、あらかじめ福祉避難所を指定し、発災時には町内の福祉施設や医療機関との連携により福祉避難所の運営に努めるとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

- 3 町長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- 4 町長は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第10 避難所の運営管理等

避難所の運営管理は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

- 1 町長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所の管理者にその旨を連絡するとともに、町の職員（地域担当員を含む。）を連絡員として派遣し、自治会、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら避難所の運営にあたらせる。

連絡員は、避難所の状況を把握するため、避難人員、世帯数等の避難住民の記録を取り、本部との情報連絡を行う。

なお、避難期間が長期にわたる場合は、避難住民主体での運営を原則とするが、状況により町の職員（地域担当員を含む。）、避難所管理者及び避難住民代表等からなる運営組織を設置して運営を行う。

- 2 町長は、避難所における生活環境に注意を払い、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対

策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- 3 町長は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 4 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 5 町長は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 6 町長は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第11 知事に対する報告

- 1 町長は、避難の勧告、指示又は避難準備情報を発令したときは、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。また、解除の場合も同様とする。
- 2 避難所を開設したときは、知事（オホーツク総合振興局長）に次の内容について報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。
 - (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - (2) 収容状況、収容人員
 - (3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議先市町村」という。）に被災住民の受け入れについて協議を行う。
 なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた町長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。
 なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、その内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町の実施すべき措置を代わって実施する。
 また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し又は終了したときは、その旨を公示するとともに代行を終了し

た時は代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都道府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関等に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長が実施する応急措置については、本計画の定めるところによる。

第1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- (1) 町長又はその委任を受け町の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関、水防団の長及びその他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生を防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

- 1 町長(基本法第63条、地方自治法第153条)
町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 2 消防吏員又は消防団員(消防法第28条・第36条)
火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
- 3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者(水防法第21条)
水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。
- 4 警察官又は海上保安官(基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条)
 - (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
 - (2) 警察官は、火災(水災を除く他の災害について準用する。)の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
 - (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の

者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条)災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第4 応急公用負担の実施

町長は、町の区域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において基本法第82条及び災害対策基本法施行令第24条の規定に基づく措置を講じなければならない。

第5 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等(基本法第64条第2項)

(1) 工作物及び物件の占有に対する通知

ア 町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件(以下「工作物等」という。)を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他の当該工作物について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を公告式条例(昭和31年条例第6号)を準用して、役場前の掲示場に掲示する等の措置を講じなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状又は数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町長は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(2) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、町の区域に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施について当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(3) 知事に対する応援の要求等

町長は、町の区域に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(4) 住民等に対する応援の要求等

ア 町長は、町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)

イ 町長、消防長及び水防団長は、水防のためやむを得ないと認めるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

ウ 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があると認めるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他消防作業に従事させることができる。

(消防法第29条第5項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があると認めるときは、事故の現場付近にある者に対し、緊急業務の協力を求めることができる。(消防法第35条の7第1項)

オ 町長は、ア～エの応急措置等の業務に協力援助した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、別に定める補償を行うものとする。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害に際し、人命救助又は財産保護のため必要があると認められた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領

(1) 派遣要請の方法

ア 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもってオホーツク総合振興局長を通じ知事に依頼するものとする。

この場合において、町長は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、オホーツク総合振興局長に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等によりオホーツク総合振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通知することができる。ただし、この場合、事後において速やかにオホーツク総合振興局長に連絡し、上記アの手続を行うものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請先は、次のとおりである。

要 請 先 (担当部署)	電話
オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課 (防災担当)	0152-41-0625

陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電 話
第2師団第25普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)	連隊第3科	紋別郡遠軽町 向遠軽272	0158-42-5275 内線230 (当直302)

2 災害派遣部隊の受入体制

(1) 部隊本部設置場所

部隊本部は、町災害対策本部内に置くものとする。

(2) 宿泊所、車両、機械等保管場所

避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は、本部総務対策部長とし、連絡員は総務班長とする。

(4) 作業計画の樹立

町長を指揮者として、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を作成し、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。

3 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、目的地に誘導するとともに、関係各対策部長及び派遣部隊責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとるものとする。

(2) 知事への報告

町長は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項をオホーツク総合振興局長を経由し知事に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他必要な事項

4 経費

(1) 次の費用は、町において負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

第3 自衛隊との情報交換

町は、自衛隊及び道と収集した災害情報について、相互に交換するものとする。

第4 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第76条の3第3項)

第6 撤収要請

町長は、災害派遣依頼の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書(様式2)をもってオホーツク総合振興局長を通じ知事に自衛隊撤収要請の報告を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

様式1

年 月 日

北海道知事 様

佐呂間町長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間 年 月 日 時 分から まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
- 4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(連絡責任者)
(連絡先)
※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・職業・続柄等を記入すること。

様式2

年 月 日

北海道知事 様

佐呂間町長

自衛隊の撤収要請について

年 月 日付で要請依頼した派遣については、〇〇〇〇となり目的が達成されましたので、次の日時をもって撤収要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画に定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第4節 避難対策計画 第9」による。

第1 道、市町村間の応援・受援活動

1 道及び他市町村に対する応援要請（受援）

- (1) 町長は、大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（オホーツク総合振興局長）に対し応援を求めることができる。
- (3) 町長は、知事が災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

2 北海道開発局に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申し合せ」に基づき、北海道開発局に対し応援を求める。

3 消防相互応援体制の確立

- (1) 遠軽地区広域組合は、大規模災害が発生し、消防機関単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。

- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

4 民間団体等との相互応援協定に基づく応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定に基づき、各団体に対し応援を求める。

5 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

第2 受入体制

1 連絡調整

町長は、道や他の市町村等の応援活動が円滑に行われるよう連絡調整責任者を定め、連絡調整を行わせる。

また、道や他の市町村も連絡調整責任者を定め、町との連絡調整に当たる。

2 受入体制

応援活動が円滑に実施されるように作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立するものとする。

資料編	6-1	北海道広域消防相互応援協定
	6-7	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
	6-9	北海道地方における災害時の応援に関する申し合せ
	6-13	災害時及び武力攻撃災害等における佐呂間町建設業協会と佐呂間町間の協力に関する協定書
	6-14	災害時及び武力攻撃災害等における遠軽地方運送事業協同組合佐呂間支部と佐呂間町間の協力に関する協定書
	6-15	災害時及び武力攻撃災害等における佐呂間町商工会と佐呂間町間の協力に関する協定書
	6-51	災害時における応急対策業務に関する細目協定書

第8節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプターの活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において大規模な災害が発生し、迅速かつ的確な救急・救助活動や災害応急対策の実施のため、防災関係機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプターの応援を要請し、その活用を図る。

第2 実施責任者

ヘリコプターの出動要請は、町長が行う。

第3 ヘリコプターを保有する防災関係機関

道、北海道開発局、北海道警察、第一管区海上保安本部、自衛隊

第4 応援要請

1 要請の要件

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当する場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町（消防機関）の消防力によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

なお、自衛隊に対する要請は、本章第28節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによる。

2 要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により、次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票」（様式第1号）を提出する。（資料編 6-3 北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領）

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

名 称	電話番号	FAX番号
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234
北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査	6-210-39-898	

第5 活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第6 受入体制

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

(3) 離着陸場及び離着陸可能地

ヘリコプターの離着陸場及び離着陸可能地は、次のとおりとする。

離着陸場	所在地	経緯度	
		北緯	東経
佐呂間町総合グラウンド	佐呂間町字西富 230 番地 1	44 度 00 分 16 秒	143 度 45 分 21 秒
佐呂間町武道館温水プール 駐車場	佐呂間町字西富 1 番地 1	44 度 01 分 19 秒	143 度 46 分 10 秒
佐呂間中学校グラウンド	佐呂間町字幸町 9 番地 1	44 度 01 分 09 秒	143 度 46 分 32 秒
佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字幸町 1 番地 1	44 度 01 分 11 秒	143 度 46 分 14 秒
浜佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字浜佐呂間 167 番地	44 度 04 分 55 秒	143 度 56 分 52 秒
旧栄小学校グラウンド	佐呂間町字栄 3 番地の 1	43 度 57 分 31 秒	143 度 39 分 46 秒

注：経緯度は、国土地理院の地図閲覧サービスによる座標測定値（世界測地系）である。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の自治会、自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（消防機関）

町（救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

2 遠軽警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

3 網走海上保安署

海上における避難者の救助救出を実施する。

第2 他機関への救出要請

町は、大規模災害が発生し、町のみで救助救出の実施が困難な場合は、知事（オホーツク総合振興局長）、他の市町村長、又は本章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を知事（オホーツク総合振興局長）に要請する。

第3 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び遠軽警察署は、職員の安全確保を図りつつ緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

網走海上保安署は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

第2 医療及び助産の対象者

1 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、町長に報告するものとする。報告を受けた町長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医薬品・医療資機材等の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係対策班に指示するものとする。

第3 医療救護所の設置

医療救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するものとするが、災害の状況等により他の公共施設等を使用することもできるものとする。

なお、医療救護所を設置したときは、直ちに当該地域の住民に周知するものとする。

第4 救援活動の派遣要請

1 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、日本赤十字社北海道支部、遠軽医師会に対し、派遣要請を行う。また、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

2 要請する場合は、次の項目を通知する。

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 出動の時期及び場所
- (3) 出動を要する人員及び資器材
- (4) その他必要な事項

第5 医療及び助産の実施

1 救護班等の編成

- (1) 救護班は、医師、薬剤師、看護師、その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医療、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

2 救護班等の業務内容

救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ（患者の重傷度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (6) 傷病者に対する精神科医療（災害派遣精神医療チーム（DPAT）のみ）
- (7) 被災者及び支援者に対する精神保健活動（災害派遣精神医療チーム（DPAT）のみ）

3 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等の調達については、町内医療機関からの一時借入れ及び町内等の小売業者から購入するものとするが、医薬品等に不足が生じたとき又はこれらの方策での確保が困難な場合は、知事又は関係機関にその確保について要請する。

4 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関により実施するが、消防機関の救急車両が

確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送するものとする。また、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、知事にヘリコプターによる搬送を要請する。

なお、状況に応じて道北ドクターヘリの出動を要請するほか、自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

5 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師、管理栄養士等を配置して保健指導及び栄養指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や避難行動要支援者の精神的負担の軽減に努める。

6 医療関係機関の状況

佐呂間町内の医療機関及び医薬品販売業者は次のとおりである。

医療機関

医療機関名	所在地	電 話	診療科目	病床数
クリニックさろま	字永代町	6-7611	内科、消化器内科、循環器内科、循環器外科、脳神経外科、皮膚科	一般 8床 療養 11床
若佐 歯科診療所	字若佐	2-8313	歯科	
矢坂 歯科医院	字永代町	2-3454	歯科	
やつ 歯科医院	字幸町	2-1600	歯科	

医薬品販売業者

商号・名称	所在地	電 話	備 考
赤玉	字永代町	2-3411	
工藤薬舗	字永代町	2-3651	

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| { | 資料編 6-20 | 災害時の医療救護活動に関する協定書 |
| | 6-21 | 災害時の医療救護活動に関する協定書 |
| | 6-22 | 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 |
| | 6-24 | 遠軽地区災害救急医療対策に関する協定書 |
| | 6-25 | 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 |

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

- (1) 被災地の防疫は、町長が感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施するものとする。
- (2) 町長は、保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）（以下「保健所」という。）の指導のもと避難所等において住民に対する保健指導を実施するものとする。
- (3) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

第2 防疫の実施組織

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

1 予防上必要な指示等

感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行う。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難所においては、道等と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- (2) 関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

3 予防接種

感染症予防上必要なときは、保健所の指導により、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は、地域内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に実施するものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、し尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日、健医感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌に関する手引き

について」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

- (1) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- (2) 避難場所のトイレ、その他不潔場所の消毒を1日1回以上次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。
- (3) 井戸の消毒を実施する。
井戸の消毒は、その水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させる。
なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは消毒の上、井戸換えを施さないと使用させない。
- (4) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール又はクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、床下の湿潤の程度に応じて所要石灰の散布、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。
- (5) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、石灰酸水、クレゾール又はホルマリン水をもって散布する。便槽は、石灰乳又はクロール石灰水を十分かくはんするよう指導する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活の用に供される水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等事情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人当たり約20ℓを目安とする。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他防疫措置を実施するものとする。

町長は、知事が行う入院の勧告又は措置について、必要に応じて協力するものとする。

第2種感染症指定医療機関

名称	所在地	電話番号
広域紋別病院	紋別市緑町5丁目6の8	0158-24-3111
総合病院北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目	0157-24-3115

第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

町長は、知事が行う家畜防疫について、必要に応じて協力するものとする。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

町長、網走家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めるときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

町長、網走家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

町長、網走家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

町長、網走家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

町長は、オホーツク総合振興局、遠軽地区農業共済組合、佐呂間町農業協同組合等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 警察による応急対策の実施

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

1 事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、遠軽警察署長を経て北見方面本部長に対し、それぞれ行うものとする。

(2) 町長からの要求により行う事前措置等

遠軽警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条の規定に基づく事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。

この場合、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

2 災害時における災害情報の収集に関する事項

(1) 遠軽警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡を取り、災害警備活動上必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

(2) 遠軽警察署長は、災害発生後直ちに情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被害程度、被災者の状況、火災発生状況、避難経路などの被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び防災関係機関へ通報するものとする。

(3) 遠軽警察署長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、災害情報収集報告責任者を指定しておくものとする。

3 避難に関する事項

(1) 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずるものとする。

(2) 警察官は、避難誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災者の無人化した住宅街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

4 広報に関する事項

風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

5 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等にあたるものとする。

第2 第一管区海上保安本部による措置の実施

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

(2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

(3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 北海道公安委員会(遠軽警察署)

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 第一管区海上保安本部(網走海上保安署)

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

3 北海道開発局(網走開発建設部北見道路事務所及び遠軽開発事務所)

一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

4 北海道(網走建設管理部遠軽出張所及び北見出張所)

道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

5 町及び遠軽地区広域組合

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急運行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(遠軽警察署)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、そ

の実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（遠軽警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（遠軽警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底に努める。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（網走海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- (2) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときには、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（遠軽警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道公安委員会（遠軽警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (2) 確認場所
緊急通行車両の確認は、道（オホーツク総合振興局）又は北海道警察本部、北見方面本部、遠軽警察署及び交通検問所で行う。
- (3) 証明書及び標章の交付
緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに次の「標章」、「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を提示させる。



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年	月	日
緊急通行車両確認証明書				
			知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）				
使 用 者	住 所			
	氏 名			
通 行 日	時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標識を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（遠軽警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（遠軽警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、北海道警察本部、北見方面本部、遠軽警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「標章」、「規制対象外車両通行証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を提示させる。

(2) 規制対象外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のために使用中のものであること。

- (ア) 道路維持作業用自動車
- (イ) 通学通園バス
- (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- (エ) 電報の配達のため使用する車両
- (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
- (カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
- (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項について、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

第2 輸送の範囲及び順位

1 輸送の範囲

災害時輸送の範囲は、おおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接係わるものを最優先する。

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のために必要な人員及び資機材等の輸送
- (4) 応急対策のために必要な人員及び資機材等の輸送
- (5) 飲料水の搬送及び給水活動に必要な人員及び資機材等の輸送
- (6) 救援物資等の輸送
- (7) その他応急対策に必要な資機材等の輸送

2 輸送の順位

災害時輸送の順位は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 住民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

第3 輸送の方法

1 車両輸送

災害時の輸送は、一時的に町有車両を使用し行うが、被災地までの距離、被害の状況等により、町が所有する台数で不足する場合は、他の防災関係機関に応援を要請し、又は民間車両の借上げを行う等、災害時輸送に万全を期する。

2 航空機輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊ヘリコプターの出動要請依頼を行う。

ヘリコプターの要請等については、本章第27節「ヘリコプター活用計画」に定めるところによる。

3 舟艇輸送

水害時等における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料等の供給の必要がある場合には、消防機関等で保有する舟艇により輸送を行う。

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 北海道

知事は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

北海道農政事務所長は、必要に応じて、食料の調達及び供給について、北海道との連絡調整を実施する。

第2 食料の供給

1 応急供給の対象者

食料の応急供給の対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障がい者及び乳幼児等の避難行動要支援者に対しては、供給品目、優先供給など、十分に配慮して供給するものとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 住家が被災して一時縁故先に避難している者
- (4) 被災地において応急作業に従事している者
- (5) その他応急供給を必要とする者

2 食料の調達

(1) 町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内の小売業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から直接行う。

また、町において調達が困難な場合、町長はオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。

(2) 北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、「救助法及び国民保護法（平成16年法律第112号）が発動された場合の特例」により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

(3) 北海道農政事務所

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、道、町と十分連絡を取りつつ、被災地の食料需給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。

第3 炊き出し計画

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町長が行うこととする。

2 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

3 炊き出し施設

炊き出しについては、佐呂間町教育委員会学校給食センターを利用するほか、町内各避難者収容施設が有する調理施設により行う。

4 業者からの購入

町において、直接炊き出しすることが困難な場合、又は必要数量を確保できないときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の業者から購入し供給する。

5 炊き出しなどの費用及び期間

ア 炊き出しなどの実施のために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、その他雑費とする。

イ 炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

6 協力団体

炊き出しは、日本赤十字社佐呂間分区、女性連絡協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等の協力・応援を求めて実施する。

第4 食料の配給

- (1) 被災者に対する食料の配給は、原則として避難所において実施する。
- (2) 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄の避難所で配給する。
- (3) 食料は、自治会、自主防災組織等の協力により公平かつ平等に配給する。

第5 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第14節「輸送計画」及び第30節「労務供給計画」に定めるところによる。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するため応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

第2 給水施設の復旧

災害により給水施設が被災したときは、住民に必要な飲料水の確保と避難所、医療施設、消火栓等の緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

第3 給水の実施

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材(ポリタンク等)の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第4 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

3 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所及び給水方法を事前に住民に周知する。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が知事の委任により実施する。
- 2 救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

第2 物資供給の要領

1 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

2 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する物資は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、世帯単位で現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴等）
- (5) 炊事道具（鍋、釜、包丁、バケツ等）
- (6) 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ライター、ろうそく、薪、木炭、石油等）

第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

第4 生活必需物資の確保

- (1) 町内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、近隣市町村又は道に依頼し、調達するものとする。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

〔資料編 6-18 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書〕
 〔資料編 6-19 「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書〕

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- 1 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 町石油業協同組合及び北見地区石油業協同組合と事前に協定を締結し、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

町長は、石油類燃料の確保を図るものとし、石油業協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

また、町石油業協同組合及び北見地区石油業協同組合との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

- 資料編 6-48 災害等の発生時における佐呂間町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書
- 6-50 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

第19節 簡易水道・下水道施設対策計画

災害時の簡易水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 簡易水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、災害発生に際しては、住民に必要な飲料水の確保と避難施設、医療施設等緊急を要するものから優先的に行うものとするが、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第20節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象

豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水

波 浪

津 波

山崩れ

地滑り

土石流

崖崩れ

落 雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊

盛土及び切土法面の崩壊

道路上の崩土堆積

トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害

河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害

河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞

海岸線の侵食

砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

岸壁・物揚場の決壊

航路、泊地の埋没

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前記(2)に定めるところにより、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関の協力

関係機関は、法令及び防災業務計画等に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第21節 被災宅地安全対策計画

町において本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第4 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施するものとする。

また、応急仮設住宅の設置については原則として知事が行うが、知事からの委任を受けた場合は町長が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、町長が行うが、選定に当たっては高齢者、障がい者などの避難行動要支援者を優先するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び市町村は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数(借上げを含む。)

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、道で定める「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年号外法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合の維持管理は、知事の委任を受けて町長が行う。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半壊し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要性を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡され、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

(ア) 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収214,000円以下(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)で佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第12号)で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等のあっせん、調達

- (1) 町長は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に建設資材、暖房用燃料等の調達を行うものとする。
- (2) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼するものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(資料編 6-26 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書)

第23節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項について、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年号外法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行うものとする。

2 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第7章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命及び財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとする。
- 2 北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第24節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町内小中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行い、道立学校については、知事及び道教育委員会が行う。

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 道、町

救助法が適用された場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡を緊密にする。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設の被害状況
- (3) 教職員等の被災状況
- (4) 児童生徒等の被災状況の概要
- (5) 応急措置を必要とする事項

2 休校措置

(1) 登校前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、登校前に休校措置を決定したときは、各学校の学級電話連絡網及び地区PTAを通じて、速やかに児童生徒の保護者に連絡する。

(2) 登校時の措置

災害が発生し、又は予想される気象条件になったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとるものとする。また、児童生徒を帰宅させる場合は、教職員が付き添う等、児童生徒の安全確保に万全を期すものとする。

3 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

集会施設等の公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

4 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が公共施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

5 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

6 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、パン及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

7 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 収容施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、必要な施設については、便槽の汲み取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

8 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

家屋の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別及び使用教科書別その必要数を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他市町村に対し、使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

町内文房具取扱店から調達するものとする。

なお、不足する場合については、近隣市町村又は道に依頼し調達する。

(4) 支給方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に配布する。

第3 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）及び佐呂間町文化財保護条例（昭和62年条例第6号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

(1) 町長

救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

行方不明者の捜索は、町長が消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 捜索要請

町内において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂流、又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

2 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）

イ 遺体の一時保存(町)

ウ 検案（日赤北海道支部）

エ 死体見分(警察官、海上保安官)

(3) 収容処理の方法

ア 町内において遺体を発見したときは、速やかに警察官、海上保安官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(イ) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、特定の場所（公共施設等）に設置するが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については、遠軽警察署その他関係機関に連絡して調査を行うが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

4 平常時の規制の適用除外措置

町および墓地・納骨堂の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第26節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請するものとする。

第2 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容を行うなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第27節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が実施する。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせんについて、次の事項を明らかにし農協を通じあっせんを要請する。

なお、町内において確保ができないときは、文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法(預託、附添等)
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第28節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第22節「障害物除去計画」による。

第1 実施責任

- (1) 被災地における廃棄物等の処理は、地域住民の協力を得て、町長が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、道及び近隣市町村に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、町長が行うものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

1 ごみの収集、処理の方法

(1) 収集

被災地の住民に協力を要請し、感染症等の源となる汚物から順に収集し、一般的なごみはその後収集する。また、災害の状況により完全収集が困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

(2) 処理

処理は町内のごみ処理施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、町有地に一時保管し、後日処理することとする。なお、処理に当たっては、リサイクル等の資源再利用にも配慮を行う。また、近隣市町村のごみ処理施設での処理を要請する。

2 し尿の収集、処理の方法

(1) 収集

し尿の収集は、委託業者のし尿収集車で実施するものとし、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。

(2) 処理

処理については、遠軽地区広域組合衛生センターのし尿処理場での完全処理に努めるが、災害の状況によって完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

3 ごみ及びし尿処理施設

区分	施設名	所在地	処理能力
可燃物	遠軽町清掃センター	遠軽町向遠軽 297 番地 1	50t/日(16h)
不燃物	佐呂間町一般廃棄物最終処分場	佐呂間町字北 442 番地	埋立容量 79,540 m ³
	佐呂間町産業般廃棄物最終処分場	佐呂間町字北 442 番地	埋立容量 45,000 m ³
し尿	遠軽地区広域組合衛生センター	上湧別町字南兵村 1 区	55kl/日

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死んだもの）の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。ただし、運搬することが困難な場合は、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)により埋却する場合にあつては、1m以上覆土するものとする。

5 仮設トイレの設置

トイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又はし尿収集車による収集ができない地域は、必要に応じて仮設トイレを設置するものとする。

ただし、必要箇所に対し最小限度の設置とし、この場合、恒久対策の障害にならないよう配慮する。

第29節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

(1) 受入体制

町、道及び関係団体（日本赤十字社北海道支部、北海道社会福祉協議会、佐呂間町社会福祉協議会、各種ボランティア団体）は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その他受入体制を確保するよう努めるものとする。佐呂間町社会福祉協議会に受入窓口を設置し、受入れ、調整に当たる。

(2) 支援

町、道及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

(3) 活動等の把握

町及び佐呂間町社会福祉協議会は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているのか、また、どこでボランティアを必要としているのかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動における必要な調整を行う。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町及び道は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、町にボランティア連絡部、佐呂間町社会福祉協議会に防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第30節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な要員は、町長が、地域住民、自主防災組織等への協力依頼や労務者の雇用を行う。

また、災害応急対策の要員を確保する場合、次の順序で行う。

- (1) 被災した地区の地域住民、自主防災組織等へ協力を依頼する。
- (2) 被災した地区以外の地域住民、自主防災組織等へ協力を依頼する。
- (3) 災害の規模、程度により活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要と判断したときは、次の方法により、労働力を確保する。

ア 町内建設業協会等への協力要請

町内建設業協会等への協力要請、自治会及び自主防災組織等に対して労務要員の動員を要請する。

イ 北見公共職業安定所遠軽出張所長に対する求人申込み

町において、労務活動要員等の雇用が困難な場合は、北見公共職業安定所遠軽出張所に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。

なお、労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (ア) 職業別、所要労働者数
- (イ) 作業場所及び作業内容
- (ウ) 期間及び賃金等の労働条件
- (エ) 宿泊施設等の状況
- (オ) その他必要な事項

第2 労務内容

応急対策の実施に必要な労力の提供は、次の対策を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。

- (1) 被災者の避難、救助、救出
- (2) 被災者の医療及び助産
- (3) 被災地への飲料水及び食料等の供給
- (4) 被災地の防疫及び清掃
- (5) 被災地における土砂等の除去
- (6) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理
- (8) 避難所及び仮設住宅の設置
- (9) その他必要な作業

第3 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、町が負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、町における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を基本とする。

第31節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策が必要な場合における指定地方行政機関の長又は、指定公共機関の長に対する職員の派遣を要請すること（基本法第29条）、又は内閣総理大臣又は知事に対する指定行政機関又は、指定地方行政機関の職員のあつせんを求めること（基本法第30条）については、本計画の定めるところによる。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該市町村長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 町長等は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 町長等は、職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあつせんは、知事に対して行うものであるが、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱いは、原則とし職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。

4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（オホーツク総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘要
被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第3 救助法の適用手続き

- 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局長に報告しなければならない。
- 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちにオホーツク総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する

ものとする。

なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、個別の災害ごとに知事から救助に関する事務を通知により委任された場合は、町長の委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（但し、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。